

# 広島市西部水資源再生センター消化ガス発電事業に係る公募型プロポーザル手続き開始の公示

平成28年6月14日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

## 1 事業の概要

### (1) 事業名

広島市西部水資源再生センター消化ガス発電事業

### (2) 事業内容

別添「広島市西部水資源再生センター消化ガス発電事業公募型プロポーザル応募説明書」のとおり

### (3) 履行期間

契約締結の日から平成50年9月30日まで

(ただし、平成50年4月1日から同年9月30日までは、撤去期間とする。)

### (4) 契約担当課

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市下水道局施設部計画調整課

電話 082-504-2413 (直通)

FAX 082-504-2429

E-mail g-keikaku@city.hiroshima.lg.jp

### (5) 事業担当課

〒733-0831

広島市西区扇一丁目1番1号

広島市下水道局管理部西部水資源再生センター

電話 082-277-8481 (直通)

FAX 082-278-3094

E-mail g-seibu@city.hiroshima.lg.jp

## 2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザルの手続き等の詳細については、広島市西部水資源再生センター消化ガス発電事業公募型プロポーザル応募説明書（以下「プロポーザル応募説明書」という。）による。

## 3 応募者の構成等

本事業に応募する事業者（以下「応募者」という。）の構成等は、次のとおりとする。

(1) 応募者は単体企業又は共同企業体とする。

(2) 共同企業体を構成する企業数の上限は3者とし、本事業の実施に関して各々が適切な役割を担うものとする。

(3) 共同企業体を構成する企業（以下「構成員」という。）の中から応募者を代表し、市との交渉窓口となる企業（以下「代表企業」という。）を定めなければならない。

- (4) 共同企業体の各構成員の出資割合は、2者の場合は1者につき10分の3以上を、3者の場合は1者につき10分の2以上を必要とし、かつ代表企業の出資割合は他の構成員の出資割合を下回らないこととする。
- (5) 共同企業体の構成員は、他の応募者と重複参加できないものとする。
- (6) 本事業の主たる業務※は、市の承諾を得ることなく単体企業又は共同企業体の構成員以外の第三者に委任又は請け負わせてはならない。
- (7) 本事業の主たる業務を複数の企業が担う場合は、全ての企業を構成員に含めなければならない。  
※本事業の主たる業務とは、消化ガス発電施設の設計、建設、維持管理・運営（売電を含む）において、総合的に企画、指導及び調整を行うことをいう。

#### 4 プロポーザル参加資格

応募者（共同企業体の場合、構成員の全て）は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止の措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 広島市競争入札参加資格者として登録されている者にあつては、公示の日から受託候補者の特定までのいずれの日においても、本市の指名停止措置、若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 次に掲げる者でないこと。
  - ア 広島市西部水資源再生センター消化ガス発電事業プロポーザル審査委員会の委員
  - イ 消化ガス有効利用検討会議の委員
  - ウ 前記ア、イの委員が、自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者
- (6) 応募者（共同企業体の場合、構成員のいずれか）は、次の要件をすべて満たすものとする。
  - ア 広島市競争入札参加資格の平成27・28年度広島市建設工事競争入札参加資格者として「機械器具設置」若しくは「電気」に認定されている者であること。
  - イ 平成13年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡し完了した、日本国内での下水汚泥を含むバイオマス由来のメタン発酵ガスを利用した発電設備工事において、単一工事で発電能力の合計規模が140kW以上の消化ガス発電設備を製作（自社製作に限定しない。）し、据付した実績（民設民営の再生可能エネルギー固定価格買取制度による実績も含む。）を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資割合が10分の2以上のものに限る。
- (7) 応募者（共同企業体の場合、代表企業）は、次のいずれかの要件を満たすものとする。
  - ア 直近における貸借対照表（定時株主総会に報告された貸借対照表をいう）に資本金として計上した額が5億円以上である会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号イに定める大会社）であること。
  - イ 会計監査人設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第11号に定める会社）であること。

## 5 受託候補者特定基準の概要

- (1) 企画提案書の審査  
広島市西部水資源再生センター消化ガス発電事業プロポーザル審査委員会により審査する。
- (2) 審査基準  
プロポーザル応募説明書による。
- (3) 審査結果の通知  
審査結果については、全ての提案者に対してすみやかに書面により通知する。

## 6 プロポーザル応募説明書等関係書類の交付方法

広島市のホームページ (<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のトップページの「産業・雇用・ビジネス」→「入札・契約」→「入札、見積情報」の「プロポーザル・コンペの案件情報」からダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む）は、次により配布する。

- (1) 交付期間  
公示日から平成28年6月28日（火）までの閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。
- (2) 交付場所  
前記1(4)の契約担当課

## 7 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出期限並びに提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限  
平成28年6月28日（火）午後5時15分まで
- (2) 提出場所  
前記1(4)の契約担当課
- (3) 提出方法  
公募型プロポーザル参加資格確認申請書（単体企業の場合は様式第1号、共同企業体の場合は様式第1-1号）を作成し、添付書類とともに、持参（閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分の間に提出すること。）、又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。
- (4) 参加資格確認結果の通知  
平成28年7月5日（火）までに参加資格確認結果を書面により通知する。

## 8 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限  
平成28年8月18日（木）午後5時15分まで
- (2) 提出場所  
前記1(4)の契約担当課
- (3) 提出方法  
持参（閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分の間に提出すること。）、又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

## 9 その他

- (1) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本通貨に限る。

- (2) 応募に参加する者に必要な資格を有しない者のした企画提案書の提出及び企画提案書の提出に関する条件に違反した者の企画提案書は無効とする。
- (3) 企画提案書等の提出書類の内容に虚偽があることが判明した場合の応募は無効とする。
- (4) その他、詳細はプロポーザル応募説明書による。